

地方財政審議会付議（説明）案件

令和5年3月10日（金）

（案件名）

- ・ 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令案について（決裁案件）

（根拠）

○地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二～八 （略）

自治財政局 交付税課

原理事官 （内23362）

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令案について

令和5年3月
自治財政局交付税課

1. 概要

離島振興法等に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める6省令について、適用期限の延長等を行う。

2. 主な改正内容

(1) 適用期限の延長

- ・ 令和5年3月31日に適用期限を迎える5省令について、国税の特例措置の延長等を踏まえて以下のとおり期限を延長。
 - ・ 離島振興法、半島振興法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく省令：2年延長（令和7年3月31日まで）
 - ・ 奄美群島振興開発特別措置法に基づく省令：1年延長（令和6年3月31日まで）

(2) 財政力要件の緩和

（地域未来投資促進法に基づく省令：第5条）

- ・ 「特定地域経済牽引事業」に係る市町村分の財政力要件を0.67未満から0.80未満に緩和。

(3) その他所要の整備

- ・ 租税特別措置法の改正に伴う項ずれなど所要の規定を整備。
- ・ 省令改正に伴う経過措置を規定。

3. 施行期日

令和5年4月1日